

質疑回答書（2回目）

事業者各位

高知市長 岡崎 誠也

高知市文化プラザ長寿命化整備事業の募集要領等に関する質問・意見について、以下のとおり回答いたします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答	
○		1	募集要領	8	25	第4	1	(2)	⑤	エ	様式2-8（情報非公開希望申立書）の提出時期は、同募集要領P13（=3(5)③）に記載があるとおりに『提案書を提出する際（提出期限：12月25日）』であって、従って『参加資格確認申請時点（提出期限：12月8日）では提出を要さない』との理解で間違いありませんか。	間違いありません。 様式2-8については、提案書を提出する際（提出期限：12月25日）に提出してください。
○		2	要求水準書 添付資料6 整備水準	1		ア	塔屋 階	共用			清掃用ゴンドラの改修工事について、今回の提案価格には、一般的に5年毎・10年毎に交換する、ワイヤーロープやリミットスイッチ、マグネットリレーやケーブル類の交換を見込み、事業者決定後の調査により追加で整備が必要となった項目については、増減対象と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
	○	3	要求水準書 添付資料6 整備水準	1		ア	塔屋 階	共用			質疑No.2が認められない場合、ゴンドラの詳細改修内容をご指示ください。	No.2を参照してください。
○		4	要求水準書 添付資料6 整備水準	5	13	ア	文化 プラ ザ	第1展示 室	特殊建具 及び仕上 (パネル) の撤去更 新		既設仕様には、ガラスクロス+AEP塗装と記載がありますが、改修仕様には、仕上げ仕様の記載がありません。改修仕上げ仕様も同様に、ガラスクロス+AEP塗装との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。 別紙「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書等 正誤表 令和2年12月2日」のとおり、読み替えてください。
	○	5	要求水準書 添付資料6 整備水準	5	13	ア	文化 プラ ザ	第1展示 室	特殊建具 及び仕上 (パネル) の撤去更 新		既設仕様には、ガラスクロス+AEP塗装と記載がありますが、ガラスクロス下地のボードの仕様・厚み等の記載がありません。改修仕様の仕上げ下地ボード仕様・厚みをお示し下さい。	下地については情報が無いため、壁厚から想定の上提案してください。
○		6	要求水準書 添付資料6 整備水準	7	8	ア	記念 まん が館	収蔵庫 1, 2			改修内容が除湿機の撤去・更新となっていますが、改修仕様では加湿除湿ユニットの記載があります。加湿は不要と考えてよろしいでしょうか。	整備水準のとおりとしてください。
○		7	要求水準書 添付資料6 整備水準	16		ア	1階	共用	レストラ ン厨房	床防水 工事	レストラン厨房について、改修内容として床防水工事が記載しているのに対し、仕様としてエポキシ樹脂系塗床が指定されていますが、防水の更新ではなく、塗床仕上げの更新と考えてよろしいでしょうか。	別紙「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書等 正誤表 令和2年12月2日」のとおり、読み替えてください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目			意見・質問内容	回答	
○		8	要求水準書 添付資料6 整備水準	17		ア	地下3 階	共用	OAチャン バー	OAチャンバーの防水対策について、「調査実施の上、対策を実施」と記載がありますが、今回の提案見積りにおいては調査費を見込み、調査結果による対策工事費用については増減項目と考えてよろしいでしょうか。	別紙「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書等 正誤表 令和2年12月2日」のとおり、読み替えてください。
○		9	要求水準書 添付資料6 整備水準	18	3	イ	昇降 機	撤去・更 新	EV1～3	EV1～EV3の遮煙対応は、既存建築対応済と考えてよろしいでしょうか。	EV側での対応が必要です。
○		10	要求水準書 添付資料6 整備水準	18	9	イ	昇降 機	撤去・更 新	EV4, 5, 10	EV4～EV5, EV10の遮煙対応は、EV側での改修が必要と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
○		11	要求水準書 添付資料6 整備水準	18	3	イ	昇降 機	撤去・更 新	EV1～3, 5	EV1～EV3, EV5について、改修内容では撤去・更新と記載がありますが、撤去・更新範囲をお聞かせください。全撤去・更新の場合昇降路内セパレータービームの交換、乗場三方枠用金物取付・仕上げ等建築付帯工事が発生するため、かご枠・かご床・非常止め装置・ガイドレール・ホールランタン・三方枠・敷居等を既存利用とした準撤去・新設リニューアルまたは、準撤去・新設リニューアルに乗り場ドア・かご側板・かご敷居・床タイル・緩衝器等を既存利用とした制御リニューアルをご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	全撤去・更新としてください。
○		12	要求水準書 添付資料6 整備水準	18	11	イ	昇降 機	撤去・更 新	EV4, 10	EV4, EV10について、改修内容では撤去・更新と記載がありますが、撤去・更新範囲をお聞かせください。全撤去・更新の場合昇降路内セパレータービームの交換、乗場三方枠用金物取付・仕上げ等建築付帯工事が発生するため、乗り場ドア、三方枠、敷居等を既存利用とした準撤去・新設リニューアルをご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	全撤去・更新としてください。
○		13	要求水準書 添付資料6 整備水準	18	3	イ	昇降 機	撤去・更 新	EV1～3	EV1～3号機について蒸散式クーラーを設置する場合には、かご重量を落とす必要があるため、かご天井（蛍光灯からLED）・側板（ステンレス製から鋼板製へ）を交換し天井高さを2, 400mm→2, 300mm(100mm)低くし対応致しますがよろしいでしょうか。	よろしいです。
○		14	要求水準書 添付資料6 整備水準	18		イ	外壁	外壁塗 装	北面ガレ リア	外壁石面の撥水塗料塗布の仕様について、仕様の指定はありますでしょうか。 撥水塗料は仕様により耐候性能の違いが大きいため、仕様のご指示をいただきたいです。	「パーフェクトコート」（株式会社パーフェクトウォッシュ）や「ADコート」（アドバンス株式会社）同等以上としてください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答	
	○	15	要求水準書 添付資料6 整備水準	18		イ	外壁	目地 シール	ガレリア		トップライト及びトップライト周囲取り合いのシールについて、整備水準にて「トップライトまわりシール含む」と記載がありますが、図示及び数量には含まれていないと思われます。施工の要否及び数量のご指示をお願いいたします。	別紙「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書等 正誤表 令和2年12月2日」のとおり、読み替えてください。
	○	16	要求水準書 添付資料6 整備水準 第1回質疑回答書	20					イ	第1回質疑回答において、空調設備の電力使用量が無いという事ですが、建物全体の冷暖房負荷の実績が知りたいので、別紙、自動制御設備資料にある熱量計測データを頂けないでしょうか？ ・冷水温水の流量【流量計(FM)】赤ペイント部 ・冷水温水の往還温度【温度計(TEW)】赤丸囲み部 中央監視で記録されているはずなので、今年の6月～9月(夏季のピーク時負荷)のデータをお願い致します。 【別紙資料名称】 機械設備工事 竣工図 機-161 空調設備 自動制御各種計装制御系統図(1) 機-161-1 空調設備 自動制御各種計装制御系統図(2) 機-161-2 空調設備 自動制御各種計装制御系統図(3)	別添「熱量計測データ」のとおりです。	
	○	17	要求水準書 添付資料6 整備水準	20	7	その他 共用部	サイン				サインの撤去・更新の範囲となる「その他共用部」の範囲をお示しください。公民館等各施設の内部を含まないいわゆる共用部との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
	○	18	要求水準書 添付資料6 整備水準	20	21	イ	衛生 設備	洋式 トイレの 便座撤 去更新			整備水準では洋式トイレの便座撤去・更新の数量が55基と記載ありますが、機械設備竣工図No12器具リストでは56基となります。整備水準の数量を正と考えてよろしいでしょうか。	56基が正です。 別紙「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書等 正誤表 令和2年12月2日」のとおり、読み替えてください。
	○	19	要求水準書 添付資料6 整備水準	20	21	イ	衛生 設備	洋式 トイレの 便座撤 去更新			整備水準の洋式トイレの便座撤去・更新について、ウォシュレットの取付ができない機種や、取付ボルトの長いタイプが必要な機種があります。整備対象範囲の見直しが必要と思われます。	添付資料6 整備水準のとおりとしてください。なお、設計時の協議によります。
	○	20	要求水準書 添付資料6 整備水準	20	21	イ	衛生 設備	洋式 トイレの 便座撤 去更新			整備水準ではTOTO:TCF4713AMR同等以上の記載がありますが、住宅用TCF4713AMRは既存の機種と互換性がありません。パブリック用TOTO:TCF5830R同等以上と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答	
○		21	要求水準書 添付資料6 整備水準	21		イ	建築 設備				現地調査の結果、地下1階機械室にシャッターがありますが、整備水準には表記がありません。今回の改修工事対象外と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
○		22	要求水準書 添付資料6 整備水準	21		イ	建築 設備				1階オーバースライドドアの改修について、撤去・更新とありますが、現地調査の結果、竣工後別仕様の製品への改修を行っているため、現在不具合が発生している配線の復旧と定期メンテナンス程度で問題ないと判断できます。建物運営中も工事が可能なことも踏まえ、今回工事は法令遵守として挟まれ防止機能を付与することを目的とした範囲の撤去更新と考えてよろしいでしょうか。	一部機能だけでなく全ての撤去・更新としてください。なお、設計時の協議によります。
○		23	要求水準書 添付資料6 整備水準	21		イ	建築 設備				シャッターの改修について、撤去・更新とありますが、現地見学の結果、全部材の更新の必要性はないと思われま す。今回工事の対象を、法令遵守として挟まれ防止機能を 付与することを目的とした範囲の撤去更新と考えてよろし いでしょうか。	よろしいです。 なお、設計時の協議によります。
○		24	要求水準書 添付資料6 整備水準	21		イ	建築 設備				質疑No. 23が認められない場合、シャッター周囲1m程度の 天井や設備機器の一時撤去・復旧が発生し、多額の費用支 出が発生しますが、8月11日受領の予算金額内での施工は 困難であると思われま す。 シャッター撤去更新に伴う上記の仕上げ・設備機器等の撤 去更新範囲を図示等によりご指示いただけますでし ょう か。	No. 23を参照してください。
○		25	要求水準書 添付資料6 整備水準	21		イ	建築 設備				質疑No. 24回答の追加資料によるシャッターの撤去更新に 伴う仕上げ・設備機器等の撤去更新工事については、今回 提案金額には含まず、追加増減対象と考えてよろしいで しょう か。	No. 23を参照してください。
○		26	様式集	2	12						『参加資格確認申請書類及び提案書類（以下、「提出書 類」という。）作成上の留意点』に『・提出書類は各様 式 に通しで右下に頁を記入してください。』とありますが、 参加資格確認申請書類（提出期限：12月8日）における頁 の記入は、『応募資格に関する証明資料』を除いた“作成 様式のみ”に対する通し頁番号でよろしいでしょうか。	よろしいです。
○		27	様式集	2	23						『参加資格確認申請書類及び提案書類（以下、「提出書 類」という。）作成上の留意点』に『・CD-Rへの保存 データは全ての提出書類のPDFデータおよび、Word 又はExcelの作成データを提出してください。』との 記載がありますが、参加資格確認申請書類（提出期限：12 月8日）に添付する『応募資格に関する証明資料』につ き ましては、Word又はExcelデータが存在しないも のが大半であるため、『PDFデータのためのCD-R保存 を要し、従って、Word又はExcelデータのCD- R保存は要さない』との理解で間違いありませんか。	間違いありません。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目	意見・質問内容	回答
○		28	様式集	11	13	様式2-3	様式2-3（共同企業体結成要件の確認書）に『※本様式と合わせて、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】の「別紙2 特定事業共同企業体協定書」を作成、押印のうえ提出してください。』とありますが、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】の「別紙2 特定事業共同企業体協定書」に付随する『委任状』及び『使用印鑑届』につきましても、この様式2-3に添付して提出する、との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
○		29	様式集	11	13	様式2-3	<p>様式2-3（共同企業体結成要件の確認書）に『※本様式と合わせて、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】の「別紙2 特定事業共同企業体協定書」を作成、押印のうえ提出してください。』とありますが、設計企業1社と建設共同企業体（甲型）との乙型共同企業体を組成して参加するケースでは、提出するのは「別紙2 特定事業共同企業体協定書（乙）」のみでよろしいでしょうか。</p> <p>上記のケースで建設共同企業体協定書（甲型）の提出を要する場合は、『別紙2 特定事業共同企業体協定書（甲）』（提出を要する場合の『委任状』『使用印鑑届』を含む）を、実態に即して（かつ、高知市様ホームページ『高知市建設工事共同企業体取扱要領』にて公表されている甲型様式=様式第2号=を準用し）適宜修正してよろしいでしょうか。</p> <p>〔主な修正箇所〕 ①特定事業共同企業体協定書（甲）⇒特定建設工事共同企業体協定書（甲） ②第1条(1)…事業（以下「本事業」という。）の請負⇒…事業のうち改修工事業務（以下「建設工事」という。）の請負</p>	設計企業1社と建設共同企業体（甲型）との乙型共同企業体を組成して参加するケースでも、「特定事業共同企業体協定書（甲）」及び「特定事業共同企業体協定書（乙）」の両方を提出してください。 上記ケースにおいて「募集要領別添3 設計施工一括仮契約書（案）別紙2「特定事業共同企業体協定書（甲）」を修正する場合は、協定書名を「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」とし、第1条第1項を「高知市文化プラザ長寿命化整備事業のうち改修工事業務（以下、「本事業」という。）の請負」と修正してください。
○		30	様式集	11	13	様式2-3	様式2-3（共同企業体結成要件の確認書）に『※本様式と合わせて、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】の「別紙2 特定事業共同企業体協定書」を作成、押印のうえ提出してください。』とありますが、参加資格確認申請時点（提出期限：12月8日）では『高知市様との事業契約額』ばかりか『提案価格』も定まっていないため、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】P40『特定事業共同企業体協定書（乙）第8条（分担業務及び分担業務額）』の分担業務額の記載箇所は、『（設計施工一括仮契約後に記載）』又は『（参加資格確認申請時点では未決定）』等と記載して提出する、との理解でよろしいでしょうか。	特定事業共同企業体協定書（乙）第8条（分担業務及び分担業務額）」の分担業務額の記載箇所は、「（参加資格確認申請時点では未決定）」等と記載して提出してください。 また、仮契約締結時に、「特定建設工事共同企業体協定書（乙）第8条に基づく協定書」として、業務分担の価格を記載した書面を提出してください。
○		31	様式集	11	13	様式2-3	様式2-3を参加申請時に、合わせて「別紙2 特定事業共同企業体協定書」を提出する旨、記載ありますが、参加資格確認申請時には、特定事業共同企業体協定書（乙）の第8条の分担業務額について、金額明記が出来ませんので、協定書上は金額を記載せず、後日工事契約時に、「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」として別途提出させて頂く形でお願いできませんでしょうか。	No. 30の回答を参照してください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目	意見・質問内容	回答
○		32	設計施工一括仮契約書	7		第7条	設計施工仮契約書(案)の内、第7条 下請負契約の報告について、下請契約書の写しの提出が必要との事ですが、契約書記載の契約金額は黒塗等の対応をしても宜しいでしょうか。またその場合は、施工体制台帳の提出においても同様の対応で宜しいでしょうか。	下請契約の報告については、設計施工一括仮契約書(案)第7条及び第7条の3の内容について確認するために必要な書類なので、契約金額は記載するようにしてください。
○		33	設計施工一括仮契約書	41	15	1	【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書(案)】P41『特定事業共同企業体協定書(乙)第17条(構成員の除名)』第3項に『前条第2項から第5項までの規定を準用する』とありますが、前条である第16条には『第3項から第5項までが無い』ため、当該箇所を『前条第2項の規定を準用する』と訂正のうえ共同企業体協定書(乙)を作成してよろしいでしょうか。	特定事業共同企業体協定書(乙)第17条第3項を「第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項の規定を準用する」と修正して提出してください。
○		34	設計施工一括仮契約書	41	20	共同企業体協定書(乙)	【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書(案)】P41『特定事業共同企業体協定書(乙)第18条(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)』第1項に『第16条第2項から第5項までの規定を準用する』とありますが、第16条には『第3項から第5項までが無い』ため、当該箇所を『第16条第2項の規定を準用する』と訂正のうえ共同企業体協定書(乙)を作成してよろしいでしょうか。	特定事業共同企業体協定書(乙)第18条第1項を「構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項の規定を準用する」と修正して提出してください。
○		35	特定事業共同企業体協定書(乙)	3		第18条	特定事業共同企業体協定書(乙)の第18条の1項に、第16条第2項から第5項までの規定を準用する、との記載がありますが、第16条には第3項以降がございません、記載誤りでしょうか。追加資料があればご提示ください。本協定書は12/8参加申請時に提出する必要があり、各構成員の押印に時間が必要な為、12/2回答日を待たずになるべく早くご回答をお願いします。	No.34の回答を参照してください。 (合わせて、No.33の回答も参照してください。)
○		36	第1回質疑回答書	2		No.8	まんが館の展示品の保管について、11月13日の質疑回答にて「展示室内は営業時間内のみ空調稼働」とご回答いただきましたが、展示室についても24時間空調を稼働としてよろしいでしょうか。	展示室内は平常時の営業時間内の空調稼働を必須としていますが、受注者において24時間空調稼働としてもよろしいです。 ただし、平常時の営業時間を超えて稼働した時間にかかる電気使用料は受注者負担とします。 合わせて、No.37を参照してください。
○		37	第1回質疑回答書	2		No.8	まんが館の展示品及び収蔵品の保管について、空調の稼働については本設空調機を本設電源で稼働させ、その電気使用料については貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。 合わせて、No.36を参照してください。
○		38	第1回質疑回答書	2		No.8	まんが館の展示品及び収蔵品の保管について、保存状態の確認等は、工事期間中も貴市にて定期的な実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
○		39	第1回質疑回答書	5		No.24	EV8・EV9号機について、「要求水準書等正誤表 令和2年11月13日」で記載頂いている工事内容以外に、当該昇降機について現行法令に準拠した耐震補強工事(つりあい重り・フレーム交換、レールブラケット改造等)が必要と考えますが、交換部材が長尺となる為、全館閉鎖中の工事として取り扱わなければ施工が困難な工事ですが、今回の改修工事対象外と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。なお、設計時の協議によります。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目	意見・質問内容	回答
○		40	第1回質疑回答書	5		No. 24	質疑No. 39の内容が今回の改修工事対象となる場合、工事費については今回提案見積りには含まず、追加増減対象と考えてよろしいでしょうか。	No. 39を参照してください。
○		41	第1回質疑回答書	5		No. 25	EV8・EV9号機のEV乗場において、別紙「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書等正誤表 令和2年11月13日」にて回答頂いた防火シャッターの正誤については理解致しましたが、EV乗場扉の遮煙性能の要否については明確化されておりませんでした。つきましては、特定防火設備の要件を満たす必要があるEV乗場階については、防火シャッターが取付され、EV側での遮煙性能は不要である事を確認致したく、ご回答お願い致します。	遮煙性能は不要です。
○		42	第1回質疑回答書	6		No. 29	トイレの改修について、11月13日の質疑回答にて「リモデル工法の採用を可とする」と回答をいただきましたが、全箇所リモデル工法による改修工事のみであるととらえ、事業者決定後の調査の結果、トイレブースの改造等、付帯工事が発生した場合、その費用については増減対象と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
	○	43	第1回質疑回答書	6		No. 29	質疑No. 42が増減対象と認められない場合、提案見積り作成のため、積算可能な各箇所ごとの詳細改修方針をご提示ください。	No. 42を参照してください。
○		44	第1回質疑回答書	9		No. 42	畳の改修について、11/13質疑回答書にてご指示をいただいた施工範囲の資料によると、床の間部分の畳が改修範囲に含まれていますが、この数量を算入すると整備水準の数量と不整合となります。床の間部分の畳については今回の改修工事対象外と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。なお、設計時の協議によります。また、11月13日公表の正誤表に一部誤りがありましたので、改めて別紙「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書等正誤表 令和2年12月2日」のとおり、読み替えてください。
○		45	第1回質疑回答書	9		No. 44	EV8・EV9号機のEV乗場において、「要求水準書等正誤表 令和2年11月13日」にて回答頂いた防火シャッターの正誤については理解致しましたが、EV乗場扉の遮煙性能の要否については明確化されておりませんでした。つきましては、特定防火設備の要件を満たす必要があるEV乗場階については、防火シャッターが取付され、EV側での遮煙性能は不要である事を確認致したく、ご回答お願い致します。	No. 41を参照してください。
○		46	要求水準書正誤表 令和2年11月13日	3	1		EV8・EV9号機について、別紙「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書等正誤表 令和2年11月13日」訂正内容(正)で記載頂いているドア装置モーターの更新に関し、制御更新工事においては、ドア装置モーターを更新するのではなく、ドアモーターは既設を流用しドア制御装置を更新するものと考えておりますが、宜しいでしょうか。	「高知市文化プラザ長寿命化整備事業要求水準書等正誤表 令和2年11月13日」のとおりとします。なお、設計時の協議によります。
	○	47	要求水準書正誤表 令和2年11月13日	4-9			修正内容を更新した「添付7_整備対象箇所の図示」を一式いただけませんか。	本質問回答と同時に公表する要求水準書、添付資料6、添付資料7の修正版をご確認ください。